

# ねんきん「コーナー」

## 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

### ◆国民年金のポイント

・将来の大きな支えになります  
・国が責任をもつて運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

・老後のためだけのものではありません

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子」のある

配偶者」や「子」が受け取れます。

### ◆学生納付特例制度と納付猶予制度

・学生納付特例制度  
学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象の学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（就業年限1年以上である過程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

### ・納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料が猶予される制度です。

※保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができな場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度のほか、免除制度があります。

### ◆ご存じですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳以上60歳未満

までの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。（国民年金の任意加入は、お申し出した日からとなります。）

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和41年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができま

す。

### ○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 5513701

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 3411616

## 風しん抗体検査クーポン券の有効期限が延長されます

昨年度、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に、風しん抗体検査のクーポン券付きの案内通知を送付していましたが、その有効期限が、令和4年2月未まで延長されることになりました。現在お持ちのクーポン券は、4月以降もそのままお使いいただけます。

また、今年度案内した昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性についても、まだ抗体検査を受けていない方はぜひ検査を受けてください。

知らない間に感染を拡大させないように、まずは検査を受けて、抗体が低い場合は必ず予防接種を受けましょう。

### ○お問い合わせ

本庁健康福祉課 保健衛生係

☎ 4312836

